

国民年金保険料の納付

(町民税務課)

平成27年度の保険料は、月額15,590円です。

保険料は、前納(2年分、1年分、6か月分)することができ、前納について

・保険料の割引が受けられます。

まとめて納付(前納)すると保険料がおトクになります!!

【1年分の保険料】

(平成27年度保険料月額15,590円)

【6か月分の保険料】

おトク!!

□座振替では 3,920円
納付書では 3,320円

毎月納めると 187,080円

前納すると
□座振替では 183,160円
納付書では 183,760円

おトク!!

□座振替では 1,060円
納付書では 760円

毎月納めると 93,540円

前納すると
□座振替では 92,480円
納付書では 92,780円

- ・現金による納付のほか、口座振替による納付も可能です。
- ・平成26年4月から2年度分の保険料をまとめて納める「2年前納」が始まりました。
- ※4月以降に国民年金の第1号被保険者になられた方が前納を希望された場合は、最初に加入された月分から年度末の3月分までの保険料となります。
- ※納付書の発行日によって、前納で納められない月分の保険料がある場合がありますので、ご注意ください。
- ※国民年金はクレジットカードでのお支払いもできません。
- 【経済的に保険料の納付が困難なときは申請免除を】
- 保険料
全額免除または3/4、半額1/4免除があります。
- 対象者
所得が少ないなど、保険料を納めることが著しく困難と認められる方
- ※平成26年度に申請免除が承認された方で、継続して免除を希望される方の申請は不要となります。ただし、年度中に免除の内容に変更がある方は、再度申請が必要となります。
- なお、任意加入被保険者は対象となりません。
- 対象期間 7月～翌年6月

【学生のための納付特例】

- 保険料 全額を納付猶予
- 対象者
本人の所得が118万円以下で、大学(大学院)、短大、高等専門学校等に在学する20歳以上の学生の方
- ※夜間、定時制、通信制の学生も対象となります。
- ※毎年申請が必要です。
- 持参するもの 学生証
- 対象期間 4月～翌年3月
- 【若年者のための納付猶予】
- 保険料 全額を納付猶予
- 対象者
30歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額(全額免除の基準と同額)以下の方
- 対象期間 7月～翌年6月
- ※ご注意ください
- 学生納付特例期間や若年者納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格要件には算入されませんが、年金額には反映されません。
- 学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、満額の障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができません。
- お問い合わせ
下館年金事務所
☎0296(25)0811
- ・役場 町民税務課 町民G
☎(84)1965(直通)

児童扶養手当等の手当額改定(増額)について

(健康福祉課)

「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の一部改正により平成27年4月分から左記のとおり手当額が増額変更されます。

		平成26年4月から 平成27年3月まで	平成27年4月から
児童扶養手当	全部支給	41,020円	42,000円
	一部支給	41,010円～9,680円	41,990円～9,910円
特別児童扶養手当	1級	49,900円	51,100円
	2級	33,230円	34,030円
特別障害者手当		26,000円	26,620円
障害児福祉手当		14,140円	14,480円

○お問い合わせ
健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006(直通)